

## 第5章 今後に向けて

### 1. 今後の課題

本仕組みによる環境報告書審査登録の実施のために残された課題を抽出し、整理した。これらの課題については、今後さらなる検討を行っていくことが必要である。

#### (1) 仕組み全体に係る課題

##### ア 実務運営のあり方

本仕組みに関する環境報告審査人の登録、環境報告書審査の管理や審査を受けた環境報告書の登録等の管理運営を行うための組織のあり方

##### イ 仕組みの透明性の確保

環境報告審査人の審査業務に関連して審査概要書を公表するなど、仕組みの透明性を高める方策

##### ウ 国際的動向との整合性の確保

GRI や国際会計士連盟 (IFAC) など環境報告書等の審査に関連する国際的動向との調和化

##### エ 審査・登録制度参加へのインセンティブの確保

登録された環境報告書へのロゴマークの使用等、審査・登録制度への参加を促進するための方策

#### (2) 環境報告審査人に係る課題

##### ア 環境報告審査人の知識・能力の維持

研修制度や更新試験など、環境報告審査人の知識・能力を維持向上するための方策

##### イ 環境報告審査人の経験の蓄積

環境報告審査人の実務経験の蓄積を促すための方策

##### ウ 環境報告審査人の倫理基準の策定

回避されるべき環境報告審査人と審査対象となる事業者との利害関係のあり方

#### (3) 環境報告書審査のあり方に係る課題

##### ア 大規模事業者等に対応した審査のあり方

多角化や多国籍化を含む事業規模の拡大に対して、組織的な審査のあり方を含めた対応策

- 環境報告審査人により設立された組織自体を審査機関として登録する必要性
- イ 環境報告書審査の質の確保
  - 組織的に個別の環境報告書審査を行うに当たっての環境報告審査人組織に必要な内部審議機能
  - 他の環境報告審査人等による相互評価（ピアレビュー）など、環境報告書審査全体の信頼性を確保するための方策
- ウ 虚偽記載に係る事業者及び環境報告審査人の責任
  - 自主的な登録の仕組みである環境報告書に重要な虚偽記載が発見された場合の事業者の責任と環境報告審査人の責任のあり方

#### （４）基準に係る課題

- ア 環境報告書のバウンダリーの取扱
  - 環境報告書で対象とされるバウンダリー（境界）の相違によって記載情報の意義が全く異なることに対する誤解防止策
- イ 基準の統一的解釈の確保
  - 審査基準や作成開示基準の解釈の違いを極力減らすために、用語の定義を明確化するために、統一的解釈指針の必要性

## ２．今後の進め方について

環境報告書は、持続可能な循環型社会構築に向けての有力なツールであり、より一層の普及を図ることと、比較可能性と信頼性を確保することが求められている。

政府においては、循環型社会形成推進基本法の規定に基づき平成 15 年 3 月 14 日に閣議決定した「循環型社会形成推進基本計画」<sup>7</sup>の中で、上場企業の約 50% 及び非上場事業者の約 30% が環境報告書を公表し、環境会計を実施するようになることを目標として掲げている。

本報告書で提案した環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みは、国際的にも進んだ取組であり、上記目標を達成するためにも、次年度以降、前節で取りまとめた課題について、優先順位をつけて検討の上、課題の解決に向けた取組に着手することが必要である。まず、共通基盤の整備に必要不可欠な環境報告書作成開示基準と環境報告書審査基準を策定し、さらに、可能であればパイロット事業を実施してその実行可能性を検証することが望まれる。また、世界に向けて積極的に情報を発信し、国際的な評価を得られるようアピールしていくことも望まれる。

---

<sup>7</sup> 循環型社会形成推進基本計画については <http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/index.html> を参照。  
環境報告書等の数値目標は同計画の第 3 章 第 2 節 3 循環型社会ビジネスの推進を参照。

平成 13 年度報告書で整理された第三者レビュー以外の普及促進策についても必要な取組を進めるとともに、本報告書で取りまとめた比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組み - 環境報告書の「審査」タイプ第三者レビューの仕組み - の構築を可能な限り早期に、当面は平成 16 年度を目途に進めていくことを期待するところである。

さらに、「評価・勧告」タイプについても、利害関係者が公表された評価・勧告の結論を誤解しないように、第三者レビュー結果の報告等のあり方に関するガイドラインの策定について検討を開始することが期待される。

なお、持続可能な社会の構築に向けては、環境問題の根本にある社会のあり方そのものを転換していくことが不可欠であり、そのような転換を図っていくためには、経済的側面、社会的側面、及び環境の側面という社会経済活動の各側面を統合的にとらえる「統合的アプローチ」<sup>8</sup>が必要となっている。従って、環境報告書を将来的には社会的側面や経済的側面をも含めた持続可能性報告書へと発展させていくための検討を行うことが望まれる。

以上

---

<sup>8</sup> 「統合的アプローチ」については環境基本計画第 2 部第 2 節 1 (1) 社会の諸側面を踏まえた環境政策 ([http://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/plan/new/02.html](http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/new/02.html)) を参照。